

ホームヘルプステーションやまばと  
指定訪問介護・日常生活支援総合事業訪問介護運営規程

(目的)

第1条 ホームヘルプステーションやまばとは、社会福祉法ならびに介護保険法、障害者総合支援法の理念に基づくと共に利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を提供することを目的とする。

(事業の名称及び所在地)

第2条 この事業を行う事業所の名称は、ホームヘルプステーションやまばと（以下、「ヘルプステーションやまばと」という。）と称する。

2 ヘルプステーションやまばとの所在地は、京都府八幡市男山金振24番地1に置く。

(設置経営主体)

第3条 この事業の設置及び経営主体は、社会福祉法人若竹福祉会（以下「法人」という。）とする。

(運営の方針)

第4条 ヘルプステーションやまばとにおいて提供する指定訪問介護・日常生活支援総合事業訪問介護は、社会福祉法、介護保険法及び障害者総合支援法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 ヘルプステーションやまばとは、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、指定訪問介護計画・日常生活支援総合事業訪問介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切な相談、助言を行い、また、サービスを提供する。

3 ヘルプステーションやまばとは、利用者及びその介護者に対し、サービスの内容及び提供方法等について分かり易く説明し、同意を得る。

4 ヘルプステーションやまばとは、適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 ヘルプステーションやまばとは、利用対象者又は、当該利用対象者に係る居宅介護支援事業所等からサービスの利用申請があった場合は、その必要性を検討した上で決定する。また、正当な理由なくサービスの提供を中止することはしない。

6 利用者の人権の擁護、虐待防止の為、責任者を配置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施すること等の措置を講ずるよう努める。

7 ヘルプステーションやまばとは、自ら適切なサービス提供が困難であると認めた場合、速やかに居宅介護支援事業者等への連絡、又は適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介等その他必要な措置を行う。

8 ヘルプステーションやまばとは、市町村、地域の保健、医療、福祉サービス機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

- 9 ヘルパーステーションやまぼとは、居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿った指定訪問介護・日常生活支援総合事業訪問介護を提供する。
- 10 ヘルパーステーションやまぼとは、常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 11 ヘルパーステーションやまぼとは、サービスを提供する際、利用者の健康などを十分に勘案すると共に、食品衛生管理についても十分配慮する。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ヘルパーステーションやまぼとに勤務する職員及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名(常勤で兼務)

管理者は、他の業務との兼任をしても差し支えないものとする。

(2) サービス提供責任者 3名以上(1名以上常勤職員を配置)

(イ) サービス提供責任者は、利用者やその介護者に対して相談業務の任に当たる。

(ロ) サービス提供責任者は、利用者やその介護者に対して、適切なサービスが提供されるよう、利用者や家族、利用者を取り巻く関係者(医師、保健師、居宅介護支援事業所等)との連携、ヘルパー派遣調整において必要な役割を果たすことを任とする。

(ハ) サービス提供責任者は、指定訪問介護の提供にも当たることとする。

(3) 訪問介護員 5名以上(常勤換算2.5名以上)

(イ) 訪問介護員は指定訪問介護の提供にあたり、利用者の日常生活全般の状況などを把握し、利用者に対し、適切な援助活動を行なうことを任とする。

(ロ) 訪問介護員は、他職種との連携を密にして、円滑な介護サービスを図ることを任とする。

(衛生管理等について)

第6条 ヘルパーステーションやまぼとは、訪問介護員等の清潔の保持並びに当該事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。

2 ヘルパーステーションやまぼとは、訪問介護員等が感染源になることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備える。

(研修及び健康維持)

第7条 ヘルパーステーションやまぼとは、訪問介護員等の資質向上のために必要な研修を行なうと共に、訪問介護員等の健康管理に必要な措置を行なう。

(営業日及び営業時間)

第8条 ヘルパーステーションやまぼとの営業日、営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日は月曜から土曜とし、12月31日から1月3日は休みとする。但し、利用者の実状等に応じ、日曜日や年末年始も対応することができる。

(2) 営業時間は午前8時00分から午後7時30分までとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、指定訪問介護・日常生活支援総合事業訪問介護を実施中に利用者の病

状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医、家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、サービス提供責任者を経て管理者に報告しなければならない。

(事故発生時における対応方法)

第 10 条 訪問介護員等は、指定訪問介護・日常生活支援総合事業訪問介護を実施中に利用者に事故が生じた場合には、軽微な事故に関しては家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、サービス提供責任者を経て管理者を通じ市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に報告しなければならない。また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う措置を講ずるものとする。

(指定訪問介護・日常生活支援総合事業訪問介護の内容)

第 11 条 ヘルパーステーションやまばとにおける指定訪問介護・日常生活支援総合事業訪問介護の内容は次の通りとする。

(1) 家事サービス (生活援助中心型)

(イ) 日常生活の食、衣、住に関わる部分を援助して生活の安定をはかる。

(i) 調理

(ii) 衣類の洗濯、補修

(iii) 居住等の掃除、整理整頓

(iv) 生活必需品の買い物

(ロ) 関係機関との連絡を密にし、円滑なサービス提供をはかる。

(2) 介護サービス (身体介護中心型)

(イ) 利用者が日常生活を営むのに必要な生活能力や身体機能の残存能力を引き出し維持、向上をはかる。

(i) 食事の介護

(ii) 排泄の介護

(iii) 衣類着脱の介護

(iv) 入浴の介護

(v) 身体の清拭、洗髪

(vi) 通院の介助

(vii) その他必要な身体の介護

(3) 通院等乗降介助サービス

(4) 相談、助言に関すること

(イ) 利用者及び介護者の日常生活における介護などに関する相談及び助言を行う。

(i) 生活、身上、介護に関する相談、助言

(ii) 住宅改修に関する相談、助言

(iii) その他の必要な相談、助言

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 ヘルパーステーションやまばとの通常の事業の実施地域は、八幡市及び枚方市楠葉、船橋、東山、高野道とする。

(利用料及びその他の費用)

第 13 条 利用料及びその他の費用の額については次の通りとする。

- (1) ヘルパーステーションやまばとが提供する指定訪問介護・日常生活支援総合事業訪問介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。
- (2) ヘルパーステーションやまばとは、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に支払いを受ける利用料の額は前号に定める額に準拠してその都度定める。
- (3) ヘルパーステーションやまばとは、第 1 号及び第 2 号の利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
  - (イ) 以下の時間までにヘルパーステーションやまばとに通知することなくサービスの中止を申し出た時のキャンセル料 一律 1, 0 0 0 円 (消費税を含む)
    - (i) サービス提供開始予定時間が午前の場合、前日の午後 7 時 3 0 分まで
    - (ii) サービス提供開始予定時間が午後の場合、当日の午前 8 時 3 0 分まで尚、キャンセル受付時間は午前 8 時～午後 7 時 3 0 分とする。ただし、日常生活支援総合事業訪問介護利用者は発生しない。
- (4) ヘルパーステーションやまばとは、以上に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び金額に関する説明を行い、同意を得る必要がある。

(秘密保持、個人情報の保護)

第 14 条 訪問介護員等は個人情報保護法に基づく、当法人の個人情報保護に関する誓約書に従い職務上知りえた利用者、その家族等の秘密を漏らしてはならない。これは訪問介護員等の退職後も同様である。

- 2 ヘルパーステーションやまばとは、利用者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等においても利用者、その家族等の秘密を漏らしてはならない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 15 条 ヘルパーステーションやまばとは、あらゆるサービスにおいて利用者及びその家族の同意のもとに実施していくことを基本とする。

(事業年度及び会計年度)

第 16 条 ヘルパーステーションやまばとの事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日で終わる。

(苦情・ハラスメント処理)

第 17 条 ヘルパーステーションやまばとは、提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情・ハラスメントに対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置し担当者を配置し、事実関係の調査の実施を行う。

- 2 ヘルパーステーションやまばとは、苦情・ハラスメントに対し改善措置や利用者及びその家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 ヘルパーステーションやまぼとは利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所はサービス提供中に当該事業所従事者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画に関する事項)

第 19 条 ヘルパーステーションやまぼとは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護・日常生活支援総合事業訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

(1) 従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(指定訪問介護計画・日常生活支援総合事業訪問介護計画の作成等)

第 20 条 ヘルパーステーションやまぼにおいてサービス提供責任者は指定訪問介護・日常生活支援総合事業訪問介護の提供を開始する際には、利用者の日常生活全般の状況希望を踏まえて、目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した指定訪問介護計画・日常生活支援総合事業訪問介護計画を作成する。また、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った指定訪問介護計画・日常生活支援総合事業訪問介護計画を作成する。

2 ヘルパーステーションやまぼにおいてサービス提供責任者は指定訪問介護計画・日常生活支援総合事業訪問介護計画の作成、変更の際には、利用者又はその家族に対し当該計画の内容を説明し同意を得、交付する。

3 ヘルパーステーションやまぼとは利用者に対し、指定訪問介護計画・日常生活支援総合事業訪問介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(その他の事項)

第 21 条 ヘルパーステーションやまぼとの運営規程の概要、職員の勤務体制、サービス提供に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。

2 ヘルパーステーションやまぼとは、訪問介護員等、会計に関する諸記録の整備を行う。又、利用者に対する指定訪問介護・日常生活支援総合事業訪問介護の提供に関する諸記録整備を完結の日から2年間保存しなければならない。

3 この規程に定めるもののほか、運営規程に関する重要事項は、法人とヘルパーステーション

やまばとの管理者との協議に基づいて定める。

## 附 則

この規程は平成12年4月1日より施行する。

この規程は平成13年9月1日より施行する。

この規程は平成15年4月1日より施行する。

この規程は平成16年4月1日より施行する。

この規程は平成17年4月1日より施行する。

この規程は平成18年4月1日より施行する。

この規程は平成19年4月1日より施行する。

この規程は平成20年4月1日より施行する。

この規程は平成21年4月1日より施行する。

この規程は平成22年4月1日より施行する。

この規程は平成23年4月1日より施行する。

この規程は平成24年4月1日より施行する。

この規程は平成25年4月1日より施行する。

この規程は平成26年4月1日より施行する。

この規程は平成26年6月16日より施行する。

この規程は平成27年4月1日より施行する。

この規程は平成28年4月1日より施行する。

この規程は平成29年4月1日より施行する。

この規程は平成29年7月1日より施行する。

この規程は平成30年4月1日より施行する。

この規程は平成31年4月1日より施行する。

この規程は令和2年4月1日より施行する。

この規定は令和3年4月1日より施行する。

この規定は令和3年6月16日より施行する。

この規定は令和4年1月21日より施行する。

この規定は令和4年4月1日より施行する。

この規定は令和6年4月1日より施行する。